

## 事故の定義等

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものをいいます。

### (1) LPガス事故

1.漏えい	漏れたLPガスが引火に至らず、また、中毒・酸欠等による人的被害のなかったもの。 ただし、軽微な漏えいは除く。
2.漏えい爆発	漏れたLPガスが引火し、爆発又は火災に至ったもの。 イ.漏えい爆発(漏えいガスによる爆発のみの場合) ロ.漏えい爆発・火災(漏えいガスによる爆発後火災又は火災後爆発の場合) ハ.漏えい火災(漏えいガスによる火災のみの場合)
3.火災	LPガスの燃焼器具(これらに付帯するものを含む。)の過熱、故障等を原因としLPガスの漏えいがない状態で火災に至ったもので、火災後の漏えい又は漏えい爆発の有無は問わない。 なお、コンロ、グリル等の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災は除く。
4.中毒・酸欠	不完全燃焼又は漏えいにより、中毒又は酸欠の人的被害のあったもの。

### (2) LPガス事故に該当しない事故

1	自殺、故意、いたずら、盗難等が原因で上記(1)に掲げるLPガス事故に至ったもの。
2	自然災害による事故 例)地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故 例)土砂崩れによる設備の破損等の事故 ただし、自然災害による事故のうち、事故発生原因が地震時の転倒防止措置の不備等保安対策の実施不十分等に係るものについてはLPガス事故とする。
3	セットコンロ用容器に係る事故 例)大きな鉄板等を使用し、カセットコンロを2台並べて使ったため、容器が加熱され爆発に至った事故。 ただし、ガス漏えいを伴い、漏えい等発生原因がカセットコンロの欠陥、不具合等、器具に係るものについてはLPガス事故とする。
4	その他上記(1)に掲げるLPガス事故に該当しない事故 例)自動車の飛び込みによる事故

## 事故の分類

事故が発生した場合、その事故被害の大きさ等により次のとおり分類します。

### (1) A級事故

次の各号の一に該当するものをいう。

1	死者5名以上のもの
2	死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、1以外のもの。
3	死者及び負傷者(軽傷者を含む。)が合計して30名以上のものであって、1及び2以外のもの。
4	人身被害のあるものであって、1から3と同等の被害が認められるもの。
5	甚大な物的被害(直接被害総額約2億円以上)を生じたもの。
6	その発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。

### (2) B級事故

A級事故以外の事故で次の各号に該当するものをいう。

1	者1名以上4名以下のもの。
2	傷者2名以上9名以下のものであって、1以外のもの。
3	傷者6名以上29名以下のものであって、2以外のもの。
4	身被害のあるものであって、1から3と同等以上の被害が認められるもの。
5	大な物的被害(直接被害総額約1億円以上2億円未満)を生じたもの。
6	の発生形態、災害の影響程度、被害の態様、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響が大きいと認められるもの。

### (3) C級事故

A級及びB級事故以外の事故。

## 人的被害の分類

死者	事故発生後、おおむね5日以内に死亡が確認された者。
重傷者	事故発生時に全治30日以上を負傷をした者
軽傷者	事故発生時に全治30日未満を負傷をした者